

衆議院法務委員会ニュース

平成 30. 4. 6 第 196 回国会第 7 号

4 月 6 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）

- ・ 上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、希望、公明、無会、共産、維新、重徳和彦君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

谷川とむ君（自民）

- ・ 人事に関する訴えについて、国際裁判管轄に関する規定を明文化することによりどのようなメリットがあるのか、法務省に伺いたい。
- ・ 遺産分割に関する審判事件について、被相続人が日本に居住していないなど、日本と関連性がない場合でも相続人全員の合意があれば、日本でその審判の申立てが可能となるが、このような合意管轄により形式的に国際裁判管轄を認めると不都合が生じることもあるのではないかと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・ 国際化の進展を踏まえ、外国籍の者の多くが利用しやすいように日本の裁判手続の環境を整えることが必要であると考えるが、その環境整備の現状と今後の取組について法務大臣に伺いたい。

松平浩一君（立憲）

- ・ 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力について、外国裁判所の確定判決の効力に関する民事訴訟法第 118 条の規定が準用されたことにより、相互の保証要件も必要とされているが、民事訴訟法が適用される取引に関する事件とは異なり、家事事件の扱う身分関係の特殊性や当事者に相互の保証があることの立証の負担が生じることなどを考慮すると、家事事件においては、この相互の保証要件を準用すべきではないと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・ 取引に関する事件について、外国の裁判所と日本の裁判所に同一の事項に属する訴訟が提起されるというような国際的訴訟競合の問題に関し、重複する訴訟費用の負担、裁判所の負担、内容の矛盾する複数の判決がもたらす混乱などの弊害があるかと考えるが、この問題に法務省がどのように対応してきたか、伺いたい。
- ・ 国際的訴訟競合について、裁判所の対応も様々で明文の規定もないまま当事者が不安定な地位に置かれることを防ぐため、財産権上の訴えに関する国際的訴訟競合に係る規定を設けるべきかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井出庸生君（希望）

- ・ 保存している刑事参考記録も時の経過により保存の必要性がなくなることがあるとの法務省の答弁があったが、そもそも、保管期間が経過した刑事確定訴訟記録を廃棄されないように保存するのが刑事参考記録の制度趣旨ではないのか、本制度についての法務省の見解を伺いたい。
- ・ 刑事参考記録の保存という刑事確定訴訟記録法の立法趣旨を考慮すると、刑事参考記録は、公文書の管理やアーカイブ化の専門家がいる国立公文書館で保存するべきであり、早急に対応する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 本法案における改正の趣旨の観点として、手続に巻き込まれる被告の応訴負担への考慮があるが、被告の応訴負担についての考え方を法務省に伺いたい。
- ・ 本法案は、日本国内にいる者が海外にいる子どもと養子縁組をしようとする場合、日本の裁判所への申立てを可能とするものであるが、一方で、海外にいる子どもの実親にとっては、それが負担で不公平であるとの懸念が生じるのではないかと、その懸念についての法務省の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・ 財産権上の訴えについて国際裁判管轄法制が整備された平成 23 年に、人事訴訟事件及び家事事件についても国際裁判管轄法制の具体化を図るべきだったと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・ 改正後の人事訴訟法第 3 条の 5 の特別の事情による訴えを却下することができる場合の考慮事情とされている「成年に達しない子の利益」の具体的な想定例について伺いたい。
- ・ 特別の事情による訴えの却下について明文規定を設けることにより、特別の事情による訴えの却下が濫用されることや審理が長期化することが懸念されるが、その懸念についての法務省の見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・陸上自衛隊がないとしていたイラク派遣部隊の日報の存在を把握しながら1年以上報告しなかった問題に関し、自衛隊の最高責任者である内閣総理大臣の責任は免れないと考えるが、初代の公文書管理法の担当大臣でもある法務大臣の見解を伺いたい。
- ・外国籍の夫と外国で同居していた日本国籍の妻子が、その夫のDVから逃れるため、やむを得ず日本に帰国した場合、改正後の人事訴訟法第3条の2第7号により日本で離婚の訴えを起こすことができるのか、法務省に伺いたい。
- ・本法案に盛り込まれなかった緊急管轄に関する一般的な規定については、その規定がないと緊急管轄を認めるべき場合に裁判所が管轄を認めることをちゅうちょする可能性があるとの意見があり、今後も検討していくべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・改正後の人事訴訟法第3条の5の特別の事情による訴えの却下が認められる場合の考慮事情とされている「事案の性質」とは具体的にどのようなことを想定しているのか、法務省に伺いたい。
- ・身分関係の当事者の最後の共通の住所が日本にある場合において、訴えの相手側が外国に居住しており、訴えを提起する側がその住所を知っているにもかかわらず、日本の裁判所に訴えを提起しようとする場合、改正後の人事訴訟法第3条の2第6号によって、問題なく日本の裁判所に訴えを提起することができるのか。
- ・日本の裁判所で原告勝訴の判決が出た後に、敗訴した相手側が外国裁判所に訴えを提起し勝訴した場合、どのように解決するのか、法務省に伺いたい。